

私の育休報告

育休中の「すき間時間」有効活用のススメ

矢上 浄子 (61期) ●Kiyoko Yagami

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分（多胎出産の場合は8か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

私は某渉外事務所に所属するアソシエイト弁護士で、現在、同業の夫との間に6歳、4歳、1歳の三人の娘がいる。昨年、三女の出産に伴い半年間の産休・育休を取得したので、その間の過ごし方についてご報告させていただきたい。

育休は、「休暇」と言えども休みではない。上の子どもたちもまだ小さく手がかかるし、赤ちゃんからはオムツ、授乳、離乳食、夜泣きなど、待ったなしの要求が次々と突きつけられる。しかし、ただ目の前の育児・家事をこなすだけで一日を終える毎日だと、せっかくの育休期間をあっという間に使い果たしてしまう。事実、私の第一子、第二子の時の育休がまさにそうであった。

今回は、前回までの教訓も踏まえ、育休期間をより有意義に過ごすべく、自分の業務のポートフォリオを見直すとともに、育児の合間にできるだけ自己研鑽の時間を持とうと考えた。具体的には、①月一回の実務家研究会への参加に加え、②産前打診のあった某法律誌の記事の執筆、③大学でのゲスト講義の担当についても、育休中に挑戦してみることとした。

これらのタスクをこなす上で重要なのが、

集中できる時間の確保である。育児・家事はいずれも時間のかかる作業だが、ベビーシッターを頼んだり、食事を作り置きしたり、家族の協力を得ることで、ある程度の「すき間時間」を捻出することはできる。そのようなすき間時間をうまく活用し、さらに授乳しながらの片手ブラインドタッチという高度なスキル(?)を駆使することで、何とか育休中に①～③のタスクをコンプリートすることができた。

昨年末に復職してからは、娘が一人増えた分、以前にも増して育児と弁護士業の両立に四苦八苦する毎日であるが、復帰前に上記①～③のような専門分野の知識を深める機会を持てたことは、今振り返ってみても有益だったと感じている。

赤ちゃんとお過ごす時間は母親にとって無二のものだが、普段多忙な弁護士のせっかくの休業期間、育児だけではやや勿体ないと思う。また、たまには赤ちゃん語以外の会話をすることも、復職準備に役に立つ。これから育休に入る後輩ママ弁護士にも、ぜひ育児中のすき間時間を復帰に向け、有効に活用されることをお勧めしたい。

■